参考様式第５－１号

6 西 農 第 175 号
令 和 6 年 7 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

西尾市長

市町村名 （市町村コード）	西尾市 (213)
地域名 （地域内農業集落	一色中部地区 （一色中部集落：一色町（一色、池田、前野、対米、藤江））
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月7日 （第1回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・本地区における営農活動を行う農業者はある程度確保されている。
・今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう見込み農地の集積を進める必要がある。
・畑の維持管理が厳しい。新たな作物を植えることができず、草の管理だけを行っている状態
・田・畑・民家等が混在し、他業種が管理されている農地及び民家付近の水田は管理がしにくい。
・地域全体において、小区画の農地が多い。
・ここ数年の生産コストの上昇により、畑を貸借して管理することはより厳しい状況
・本地域は海抜０ｍ地帯であることから、麦・大豆栽培時に排水機を回しても、水が乗ることが多い。
・川ざらし等、用水を管理する農家が減少しつつある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水田については、ブロックローテーション方式による農地利用を図り、地域で協力し水稲、麦、大豆、飼料用米の大規模かつ効率的な作業を目指す。
・地域内の畑については、地域内の担い手農家以外に地域外の担い手農家や小規模農家に集積していく。
・今後、空きハウスとなる施設については、マッチングを図っていく。
・家庭菜園レベルの小区画の農地を貸借できるような施策も必要

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	178.5 ha
①うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124.7 ha
ア．うち田の面積	89.0 ha
イ．うち畑の面積	35.7 ha
②うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	- ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農業振興地域内の農用地区域内の農地を基本の区域とする。
・保全・管理等が行われる区域については、地域での慎重な協議を積み重ね、必要な場合に応じて適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の集積・集約を進める。

（２）農地中間管理機構の活用方針

地域内で農業をリタイア・経営を転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

（３）基盤整備事業への取組方針

担い手や農地所有者のニーズがあれば、農地中間管理機構関連整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の計画を進める。

（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針

西三河農協が主催している農業関係のスクール等と連携し、地域内外から新規就農予定者を募集し、栽培技術の取得支援や生産農地のあっせん等を行い、定着までの取り組みを進める。

（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

3)現在取り組んでいる環境におけるlotの利用等、今後もスマート農業に対し積極的に取り組む。

8)今後離農廃業による空いてくる農業用施設を効率よくマッチングしていく。

9)飼料用作物の取組を進め、耕畜連携を図っていく。

参考様式第５－１号

6 西 農 第 188 号
令 和 6 年 7 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

西尾市長

市町村名 （市町村コード）	西尾市 （213）
地域名 （地域内農業集落名）	一色西部地区 （一色西部集落：一色町（開正、赤羽、治明、養ケ島、細川、中外沢、味浜、小藪））
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月12日 （第1回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

・本地区における営農活動を行う農業者はある程度確保されている。
・今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう見込み農地の集積を進める必要がある。
・畑の活用が悪く、雑草等が生い茂る畑が多くみられる。
・パイプラインがないため、水のコントロールがしにくい地域である。
・ジャンボタニシの食害がひどい。
・年々カメムシの被害が増加

（２）　地域における農業の将来の在り方

・水田については、ブロックローテーション方式による農地利用を図り、地域で協力し水稲、麦、大豆、飼料用米の大規模かつ効率的な作業を目指す。
・地域内の畑については、地域内の担い手農家以外に地域外の担い手農家に集積・集約を図る。
・今後相続放棄の農地も増えることから、雑草シートの活用が望まれる。
・水路のリフォームによる土地改良事業を進める予定

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	366.3 ha
①うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	281.6 ha
ア．うち田の面積	218.4 ha
イ．うち畑の面積	63.2 ha
②うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	- ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農業振興地域内の農用地区域内の農地を基本の区域とする。
・保全・管理等が行われる区域については、地域での慎重な協議を積み重ね、必要な場合に応じて適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の集積・集約を進める。
（２）農地中間管理機構の活用方針
地域内で農業をリタイア・経営を転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
（３）基盤整備事業への取組方針
担い手や農地所有者のニーズがあれば、農地中間管理機構関連整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の計画を進める。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
西三河農協が主催している農業関係のスクール等と連携し、地域内外から新規就農予定者を募集し、栽培技術の取得支援や生産農地のあっせん等を行い、定着までの取り組みを進める。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

1)カラス被害に対する対策を行っていく。

2)現在も進めている減農薬・減化学肥料の特別栽培米を引き続き生産していく。

8)コストのかかるハウスのガラスやビニールの張替えではなく、遮光剤や遮熱塗料の利用を進める。

9)水田における畜産堆肥の利用の取り組みを継続し、地域内での耕畜連携を進めていく。

参考様式第５－１号

6 西 農 第 176 号
令 和 6 年 7 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

西尾市長

市町村名 （市町村コード）	西尾市 （213）
地域名 （地域内農業集落	一色東部地区 （一色東部集落：一色町（大塚、野田、松木島、千間、生田、酒手島、惣五郎））
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月11日 （第１回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（１） 地域農業の現状及び課題

・海岸に近い０ｍ地帯であるため、地下水を利用できず、畑に対する潅水設備がないため、畑の利用率が悪い。また施設園芸が多くあるが、上水道を利用しており、コストが高くなり、農業用用水を利用できる産地との競争が難しくなっている。そのため、後継者の育成が難しい状況になっている。
・生田・千間地域における耕作放棄地、ソーラー発電を目的とした転用による飛び地が点在し、集積及び集約することが難しいところがある。
・今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう農地の集積を進める必要がある。
・現在は耕作されているが、小さな畑など利用が難しい農地は、今後放棄地になる可能性がある。
・水田は排水が悪いところがあり、転作に向かない場所がある。
・市街化区域で施設園芸を営農しており、固定資産税が宅地並み課税で負担が大きい。

（２） 地域における農業の将来の在り方

・水田については、引き続きブロックローテーション方式による農地利用を図り、地域で協力し水稲、麦、大豆、飼料用米の大規模かつ効率的な作業を目指す。
・地域内の畑については、地域内の担い手農家に集積・集約を図る。
・所有者の協力により、耕作放棄地を抑えつつ、畑の集積・集約化を図る。
併せて一番の課題である畑で利用する水について検討し、営農が継続できるよう模索する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１） 地域の概要

区域内の農用地等面積	218.0 ha
①うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	115.9 ha
ア．うち田の面積	68.0 ha
イ．うち畑の面積	47.8 ha
②うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	- ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農業振興地域内の農用地区域内の農地を基本の区域とするが、必要に応じて検討する。 ・保全・管理等が行われる区域については、地域での慎重な協議を積み重ね、必要な場合に応じて適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の集積・集約を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域内で農業をリタイア・経営を転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
担い手や農地所有者のニーズがあれば、農地中間管理機構関連整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の計画を進める。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
西三河農協が主催している農業関係のスクール等と連携し、地域内外から新規就農予定者を募集し、栽培技術の取得支援や生産農地のあっせん等を行い、定着までの取り組みを進める。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】